

10 東社協内の部会・連絡会等、会議でのご意見

部会等の会議の場において、新しい中期計画の策定方針等の説明とともに、「取組みの柱」の検討につながる現状や課題、東社協の場を使い、協働して取り組みたいことなどについて、ご意見をいただきました。以下、概要です。

施設部会連絡会

業種別部会連絡協議会のうち12の施設部会が参加し、共通課題について協議する場。

(令和6年6月17日・7月8日実施)

■地域の中で各施設・法人がより積極的に地域課題解決に向けた役割を果たす

- 地域共生社会の定義の中で、各種別の施設がもつ役割を改めて見直す必要がある。
- 地域の社会福祉法人のネットワークをより強めるとともに、各法人が地域課題に対応していく必要がある。
- 施設機能の地域への還元・高機能化には、各法人の理解と具体的な取組みが不可欠。取組みにあたっては人材不足も課題。

■制度の狭間や複合的な課題へ、分野や立場を超えた連携が必要

- 以前に比べ、他機関との連携のしくみができつつあるが、施設の取組み・役割が十分認知されていない。
- 国や都で策定されている計画や策定に向けた検討がすすむ各種計画と、東社協が考える方向性には共通の部分がある。
- 制度の狭間の課題、複合課題を抱える方や世帯には、種別や対象者などによる縦割りを超えて、連携での支援が必要。
- 困難な状況にある人を支えるためには、各自治体で、専門職がアウトリーチできる取組みや多機関連携のしくみづくりが必要。社会福祉法人が先駆けて取り組み、その現状や実績を各地域の自治体に伝えて理解を得て、事業化していく働きかけが求められる。
- 同じ地域の中の施設や機関等でも、分野が違うとお互いの取組みや役割が知られていない。入口の相談は専門領域を問わず、まずは受けとめた上で、専門の施設・機関に適切につなげられる形が望ましい。分野・種別を超え、地域で最も中心的に取り組めるところが支援拠点になるとよい。
- それぞれの法人でもさまざまな種別の施設を運営しているところも多く、法人内で協働して取組みをすすめることも必要である。

■予防的な地域づくり

- 問題が重度化・長期化する前の、発見や予防的な対応がなされる地域にしていく必要がある。

■保育園の専門性や機能を活かして地域とつながる、貢献する

- 保育園がもつ専門性や資源（調理室、栄養士等）を活かして、「食を通じた支援」を地域に広げたい。

〔事例：地域の乳児家庭の離乳食支援／虐待や孤食など気になる家庭への支援として、地域の他事業所や商店にも協力してもらい夕食のお弁当販売や「子ども食堂」の実施 等〕

- 一時保育や園開放・広場事業など、地域の接点となる事業を通じた、保護者同士のつながりや交流の場づくりをすすめている
- 保育園の専門性、保育士の子どもの発達への専門的な視点・知識を社会に発信していく必要がある。
- 地域の中でさまざまな機関等とつながり、取組みを実施している。

〔事例：種別を問わず福祉施設が集まり、人材確保・育成（研修）、災害対応などのイベントや会を定期開催。／保育園・幼稚園、町会自治会、民生児童委員がお互いを社会資源として活用しあう取組み〕

■小学生などの子どもたちの居場所のなさ、次のつなぎ先となる機関（保育園・幼稚園→小学校、小学校→中学校…）との連携の難しさ

- 小学生（卒園児）が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりが必要である（夏休みに一人で日を過ごす子、学童に入れず児童館からもあふれている子、家庭にも居場所がない小学生たちの姿）。
- 保幼小の連携における「縦割り」の壁（子どもを送り出す側は送り先の機関（保幼→小学校、小学校→中学校）と連携したいが、送り先の機関では元の機関と連携したい認識が薄く、必要な支援が途切れてしまう）。

■協働したいテーマや取組み、保育園の現場から見えている課題

- 地域の中の保育園として「災害対策」「防災」での協働が必要。
- 貧困やシングル家庭の抱える問題を社会課題とし、雇用側の企業等とともに取り組みたい。
- 外国籍の子どもとその家庭が日本で生活していくためには、単に窓口を紹介するだけにとどまらない、日本で生活していくための丁寧な伴走支援が必要である。
- 職員育成にともに力を入れていきたい（虐待・ハラスメントの防止、感情コントロール、子育ての価値観の変容への対応、働き方の変化）。
- 自治体間の取組みの差をなくす体制づくりが必要（今後5年でより人員確保が厳しくなり、地域間格差が広がる可能性がある）。
- 社会から保育園に求められる役割が大きくなる中、それらに取り組むためには職員配置の改善等、行政の資金面を含めた体制支援の充実が必要である。

■地域の課題解決に社会福祉法人等が積極的に役割を果たし、それぞれができることを知り、つながり、協働する

- 各施設・事業所の徒歩圏内のエリアの福祉は「自分たちが何とかする」のが社会福祉法人の役割。そうした姿勢と地域ネットワーク等の地域の横のつながりの中で、課題を共有することで各施設・事業所が取り組めることは多くある。

事例：福祉の出張授業を受けた小学生を施設のボランティアや見学に受け入れ、福祉の仕事への関心を高める／近隣の児童養護施設の子が就職先に困っている際、自施設で採用する／コロナ禍で仕事が減った障害分野の就労支援事業所に、自施設から清掃などの仕事を依頼する 等

- 多くの人が地域との関係性が希薄だが、それぞれの思いや抱える課題、地域との関わりを引き出せる場面をつくる必要がある。
- 高齢・障害・児童等の分野ごとの制度の壁が厚く高くお互いが見えにくい。その中でもできることにフォーカスして協働したい。
- 高齢分野の施設単独では高校生等の若者とつながるのは困難。単に発信するだけでなく、地域に出て積極的につながりをつくる取組みと両面で取り組む必要がある。

■各法人・施設事業所・専門職として、地域福祉に関する施策を理解し、その中で積極的に議論し取り組むことの必要性

- 国の地域包括ケアや地域共生社会づくりの方向性と、東社協の計画でめざすもの、また高齢協が取り組んできたことは基本的に一致している。
- 地域づくりと個別支援を循環させる視点や、「東京らしい多様性を活かす」という視点には共感。
- 社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の実施、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法の施行など、近年の施策で、施設・事業所にも制度上で求められることが増加している。制度施策を正しく理解したうえで、積極的に取り組むために議論する必要がある。東社協へは、施設・事業所が理解を深めるための取組みや確実な事業化を期待する。

■行政（各地域での自治体）との連携の強化

- 東社協には、行政と事業者をつなぐ役割を期待している。地域で自治体に事業者の現状や課題、要望を直接伝えることには難しさがあるが、課題への対応には、自治体の理解が不可欠。自治体職員とともに学ぶ場や情報交換の場を作るなどして、理解と協働の下地を作してほしい。
- 措置施設を中心に、行政職員にその役割や機能が知られていないことで、社会資源として十分活用されていないことが課題。知ってもらうための取組みや働きかけを東社協という場を使って強めたい。
- 「行政の責任」や「行政との連携」の認識は、措置の時代と、契約や指定管理の現在とは大きな違いがある。地域包括支援センターが行政との接点の中心にあるが、「個別支援」と「個別を支える地域を創る」ことの意味や方策を事業所側だけでなく行政にも認識してもらう必要がある。
- 身元引受人がいない方へは、老人福祉法に基づく措置制度を利用し、行政の広い裁量の中で対応すべき。しかし行政が責任や費用負担の面から動きづらくなっているのではないかな。地域は「例外」だらけであり、うまく活用・協力していくことが必要である。